


報道機関各位

幹事社協議済

令和8年(2026年)2月20日(金) 10時00分 配布

<p>項目</p>	<p>令和7年度オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議の開催について</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料1 会議次第 資料2 会議設置要綱(案) 資料3 傍聴要領</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>「令和7年度(2025年度)オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議」の開催について、お知らせします。</p> <p>1 趣 旨 被害者の保護及び自立支援を適切に行うため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第9条に基づき、関係行政機関、民間団体等との緊密な連携と相互の協力を図り、被害者支援対策の充実を目的とする。</p> <p>2 日 時 令和8年(2026年)2月26日(木) 13:30~15:30</p> <p>3 場 所 オホーツク総合振興局 3階 講堂</p> <p>4 参集範囲 別紙同会議設置要綱別表のとおり</p> <p>5 会議内容 別紙会議次第のとおり</p> <p>6 その他 同会議では、個別の相談事例を取り扱うことから、<u>個人情報及び被害者保護の観点により、会議次第「3議事(3)」以降は非公開とさせていただきます。</u> (公開時間15分程) なお、同様に対応する資料についても<u>会議次第「3議事(3)」以降は、非公開とさせていただきます。</u> 会議終了後、必要に応じて(15:30頃)同会場において、担当者より非公開部分の概要(個人情報以外の内容)についてご説明いたします。</p>
<p>担当窓口</p>	<p>北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課 子ども子育て支援室主幹 池田 淑子 TEL 0152-41-0696</p> 

令和7年度 オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議

日 時 令和8年(2026年)2月26日(木)13:30～

場 所 北海道オホーツク総合振興局内 講堂

次 第

1 開 会

2 挨 拶

オホーツク総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長 濱田 納睦

3 議 事

- (1) オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議設置要綱の改正について
- (2) 配偶者暴力防止法の施行状況について
- (3) 配偶者暴力防止法に係る各機関の対応状況等について
 - ア 一般社団法人ウイメンズ・きたみ
 - イ NPOピーチハウス
 - ウ 北海道北見児童相談所
- (4) 意見交換、質疑等
- (5) その他

※ (3)以降は、個人情報及び被害者保護のため、非公開とさせていただきます。

4 閉 会

【配付資料一覧】

- 資料1-1 オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議設置要綱
改正案対照表
- 資料1-2 オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議設置要綱
(改正後全文)
- 資料2-1 道内における配偶者からの暴力に関する状況
- 資料2-2 配偶者暴力防止法の施行状況(令和6年度)
- 資料2-3 配偶者暴力に関する北海道の取組

オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議設置要綱【改正後（案）】

1 設置目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）」第9条に基づき、被害者の保護が適切に行われるよう、関係機関が相互に連携しながら協力するため、「オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

2 協議事項等

連絡会議は、次の事項について情報交換並びに協議を行うものとする。

- (1) 配偶者暴力防止法に基づく被害者の保護に関すること
- (2) その他被害者の保護を行う上で必要な事項

3 開催回数

連絡会議の開催回数は、年1回を原則とする。
ただし、日常的な連携については、この限りではない。

4 構成

連絡会議は、別表に定める機関をもって構成する。

5 運営

連絡会議は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長が招集し、主宰する。

6 事務局

連絡会議の事務局は、北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課に置く。

7 見直し期限

連絡会議は、令和7年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、連絡会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月27日から施行する

この要綱は、平成16年7月7日から施行する。

この要綱は、平成17年7月20日から施行する。

この要綱は、平成18年7月5日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年12月6日から施行する。

この要綱は、平成24年11月27日から施行する。

この要綱は、平成28年11月30日から施行する。

この要綱は、平成29年12月5日から施行する。

この要綱は、令和3年3月9日から施行する。

この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

この要綱は、令和6年2月27日から施行する。

この要綱は、令和7年2月27日から施行する。

この要綱は、令和8年2月26日から施行する。

(別表)

オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議構成機関・オブザーバー名簿【改正後(案)】

区分	構成機関・団体名	区分	構成機関・団体名	
市町村	北見市	警察	北海道警察北見方面本部	
	網走市		北海道北見方面北見警察署	
	紋別市		北海道北見方面遠軽警察署	
	美幌町		北海道北見方面網走警察署	
	津別町		北海道北見方面美幌警察署	
	斜里町		北海道北見方面斜里警察署	
	清里町		北海道北見方面紋別警察署	
	小清水町		北海道北見方面興部警察署	
	訓子府町	医師会	一般社団法人北見医師会	
	置戸町		紋別医師会	
	佐呂間町		遠軽医師会	
	遠軽町		一般社団法人美幌医師会	
	湧別町		一般社団法人網走医師会	
	滝上町		一般社団法人北見歯科医師会	
	興部町		看護協会	北海道看護協会北網支部
	西興部村	北海道看護協会遠紋支部		
	雄武町	法務局		釧路地方法務局北見支局
大空町	旭川地方法務局紋別支局			
社会福祉協議会	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 網走地区事務所	人権擁護委員	北見人権擁護委員協議会	
			紋別人権擁護委員協議会	
民生委員	北海道民生委員児童委員連盟 オホーツク支部	検察庁	釧路地方検察庁網走支部	
			釧路地方検察庁北見支部	
		法テラス	日本司法支援センター旭川地方事務所	
			日本司法支援センター釧路地方事務所	
シェルター	一般社団法人ウイメンズ・きたみ	弁護士会	釧路弁護士会	
教育	オホーツク管内校長会	オホーツク 総合振興局	保健環境部保健行政企画総務課	
			北海道高等学校長協会オホーツク支部	保健環境部北見地域保健室企画総務課
			北海道特別支援学校長会オホーツク支部	保健環境部紋別地域保健室企画総務課
保育所	網走地区保育協議会	児童相談所	北海道北見児童相談所地域支援課	
幼稚園	北見地方私立幼稚園連合会	教育局	北海道教育庁オホーツク教育局	
福祉施設	北光学園	事務局	北海道オホーツク総合振興局 保健環境部社会福祉課	
支援団体	子ども家庭支援センター・オホーツク	オブザーバー	釧路地方裁判所北見支部	
			釧路地方裁判所網走支部	
			旭川地方裁判所紋別支部	
			釧路家庭裁判所北見支部	
			釧路家庭裁判所網走支部	
職業安定所	CAPオホーツク		旭川家裁判所紋別支部	
			特定非営利活動法人ワークフェア	
			北見公共職業安定所	
	紋別公共職業安定所			
	網走公共職業安定所			

令和7年度オホーツク総合振興局管内における 配偶者暴力防止法関係機関連絡会議 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 令和7年度オホーツク総合振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議の傍聴を希望する方は、原則として会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議中において、飲食及び喫煙等はできません。
- (3) 会議中において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 会議は一部非公開のため、議事(3)配偶者暴力防止法に係る各機関の対応状況等について以降は退室をお願いすることとなりますので、あらかじめ御了承願います。事務局の指示に従って退室してください。
- (5) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。不明点等ございましたら、事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退室していただく場合があります。